

仕 様 書

1. 修 繕 名 那覇市民体育館非常用放送設備取替修繕
2. 施工場所 那覇市民体育館（那覇市識名字 1227 番地）
3. 施工期間 契約の日から令和 7 年 9 月 30 日まで
4. 修繕内容 那覇市民体育館非常用放送設備取替修繕

名称	摘要	数量	単位
交換機器費用	ラック型非常用放送設備（20 局、600W） （参考型番：PS-2500L2072）	1	式
	卓上リモートマイク（参考型番：RM-500）	1	台
消耗品・雑材	－	1	式
機器取付費	－	1	式
調整・試験費	－	1	式
消防手続き及び 立合試験費	－	1	式
既設機器撤去費	－	1	式
産業廃棄物処理費	－	1	式
運搬費	－	1	式
諸経費	－	1	式

※キャビネットラック・CD プレーヤー・メロディクス・ダブルカセットデッキは既設流
用とする。

※取替機器については、次の条件を満たす場合は同等品でも可とするが、事前に仕様書
で示す条件を満たしていることを確認できる書類を提出し、発注者の了承を得ること
とする。

- （１） 性能が同等以上であること
- （２） 既存の音響機器類との互換性があること

6. 添付資料 別紙 1 那覇市民体育館 館内配置図
 別紙 2 既存機器構成表

7. 作業条件

- (1) 作業日程及び作業詳細については、担当職員と調整すること。
- (2) 現場の安全管理並びに施設利用者への安全については、十分に注意して作業を行うこと。
- (3) 本修繕中は、必要な養生の措置を講じなければならない。

8. 動作確認

機器の取替・配置完了後、正常に稼働することを確認するため、那覇市民体育館の担当者立ち合いの下に動作確認を行うこと。

9. 提出書類

- ・着手届 ・工程表 ・納入仕様書 ・施工計画書 ・修繕写真 ・完了届
- ・その他必要なもの

10. その他

- (1) 本修繕を実施するにあたり、関係法令を遵守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、全て受注者が適正処理を行うこと。
- (3) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、全て受注者がこれを代行すること。
- (4) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。